

2021年1月27日

保護者のみなさまへ

藤沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加にともない、現在、緊急事態宣言が再発令されていますが、学校におきましては、子どもたちの健やかな学びを保障するため、学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事や部活動等を含めた教育活動を継続していく必要があることから、文部科学省より「児童生徒や教職員のなかに感染者が発生した場合、感染者が1人発生したこのみをもって、学校全体の臨時休校を行うことは控えるよう」通知が出されています。

こうしたことを踏まえ、これまで本市では、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、一時的に休校措置をとっておりましたが、今後につきましては、継続して感染拡大防止の取り組みを徹底し、安全な学校生活が送れることを前提に、教育活動を可能な限り継続できるよう、直ちに休校とはせず、休校とする場合でも学級や学年単位など、必要最小限の範囲とする対応といたします。

また、県下全域における新規陽性者の急増に対応するため、県内全保健所では、積極的疫学調査について、医療機関従事者や高齢者、福祉施設に入所されている方などに重点的に対応することになりました。学校の児童生徒については、保健所が陽性者へ聞き取り調査等を行い、他への感染が懸念される場合には調査を拡大して実施いたします。学校でも保健所と連携して感染拡大防止に努めてまいります。ご家庭におかれましては、お子さまの体調が優れない場合には、早めに医療機関を受診するなどの対応をお願いいたします。

なお、当該学校に在籍又は勤務する者に感染者が確認された場合には、状況により、調査等が終了するまで自宅待機をお願いする場合がございます。その際には、個人情報の保護及び人権に配慮したうえで、保護者メール等でお知らせいたしますが、一定の時間を要する場合もございますので、あらかじめのご理解と引き続きのご協力をお願い申し上げます。